

動物取扱業における犬猫の飼養管理基準について

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)が令和元年に改正され、令和3年6月1日から犬猫の飼養管理基準が定められています。令和3年6月以前に登録を受けられた事業者の方で、この基準を満たしていない場合には登録の更新ができない可能性もありますので、早急に対応をお願いします。ご相談は各保健所までお願いします。

● 飼養管理基準には以下のことが定められています(抜粋)

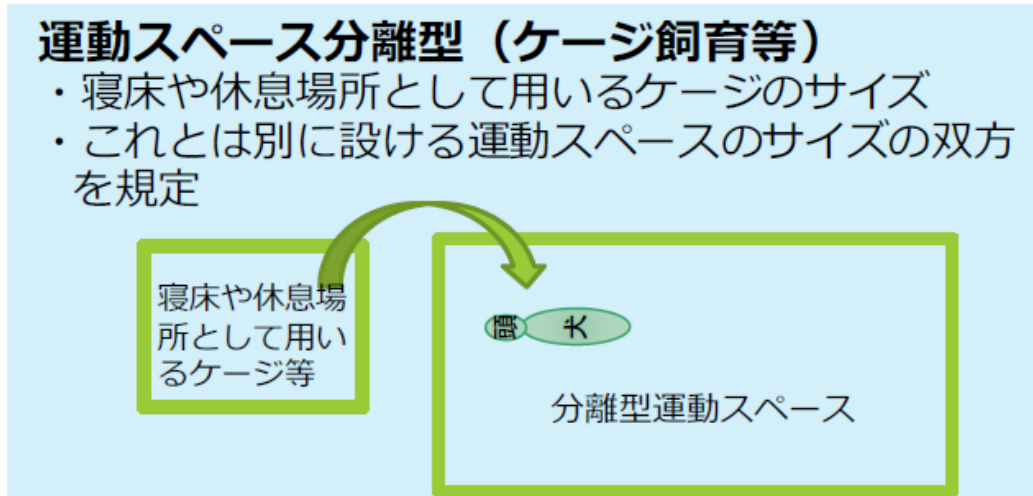
- ① 犬猫のケージの大きさや構造、施設管理・設備など
- ② 動物の飼養や保管に従事する従業員の数
- ③ 動物の飼養や保管をする環境の管理
- ④ 動物の病気やケガに際しての措置
- ⑤ 動物の展示や輸送の方法
- ⑥ 動物の繁殖の年齢制限や回数、方法など
- ⑦ 動物の適正飼養等に関する必要な事項

この他、幼齢の犬や猫の販売制限もあります。飼養管理基準等に関して、詳しくは2ページ目以降に説明していますので、ご参照ください。



1 飼養施設の管理や飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該施設の管理

■運動スペース分離型飼養等(ケージ飼育等)を行う際のケージ等の基準



<寝床や休息場所となるケージ>

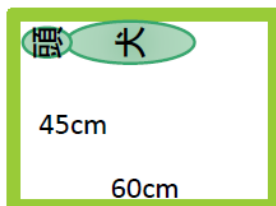
- 犬:長辺(体長の2倍以上)×短辺(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の2倍以上)
 - 猫:長辺(体長の2倍以上)×短辺(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の柵を設け2段以上の構造とする。
- ※複数飼養する場合は各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

<運動スペース>

- 一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する。
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。

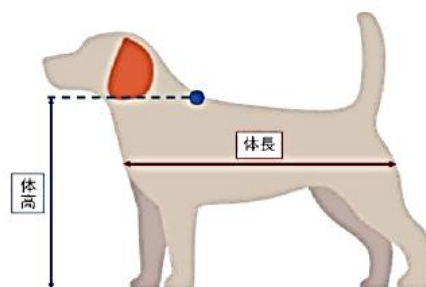
運動スペース分離型のケージサイズイメージ

長辺(体長の2倍以上)×短辺(体長の1.5倍以上)



※犬の体長30cmの場合

高さ
犬(体高の2倍以上)
猫(体高の3倍以上)

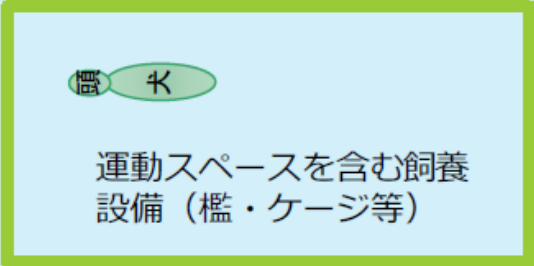


※体長:胸骨端から坐骨端までの長さ

※体高:地面からキ甲部までの垂直距離

■運動スペース一体型飼養等(平飼い等)を行う際のケージ等の基準

運動スペース一体型 (平飼い等)
・運動スペースを含む飼養設備 (檻・ケージ等)のサイズを規定



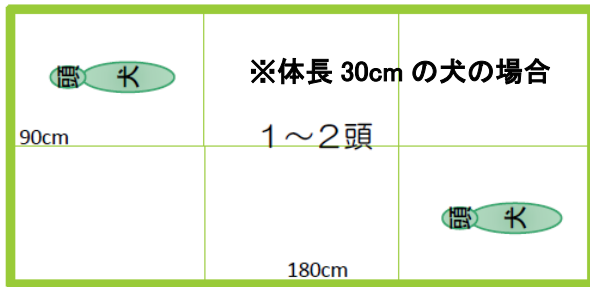
檻 K

運動スペースを含む飼養設備 (檻・ケージ等)

- 犬:床面積(分離型ケージサイズの6倍以上)×高さ(体高の2倍以上)、
 - ・複数飼養する場合は床面積(分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
 - ・床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 猫:床面積(分離型ケージサイズの2倍以上)×高さ(体高の4倍以上)、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
 - ・複数飼養する場合:床面積(分離型ケージサイズの面積以上×頭数分)と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
 - ・床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- 繁殖時:親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)

運動スペース一体型のケージサイズイメージ

分離型ケージサイズの床面積の6倍以上 **犬**



複数飼養

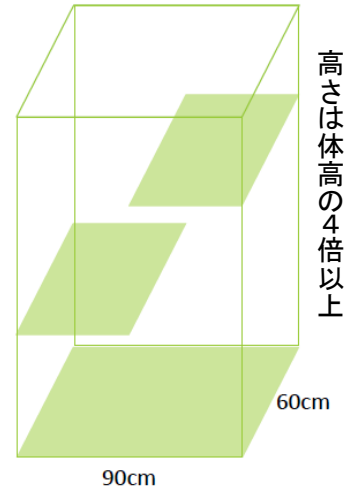
1頭あたり3倍以上の床面積を確保

+



- ・分離型ケージサイズの床面積の2倍以上×高さ(体高の4倍以上)
- ・2つ以上の柵を設け3段以上の構造とする

猫



※猫の体長 30cm(1頭飼養)の場合

■ケージ等及び訓練場の構造等の基準

- 金網の床材としての使用を禁止(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないようにトレーを置くなどの管理をされている場合を除く)。錆、割れ、破れ等の破損がないこと。
- 清掃が容易である等衛生状態の維持・管理がしやすい構造であること。
- ケージ等の清掃を1日 1 回以上行い、汚物等を適切に処理すること(草地飼養等特別な事情がある場合は除く)。
- 段ボール等の簡易的な設備をケージとして使用することは禁止。

2 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数

- 従業者1人あたりの飼養または保管できる頭数

※従業者は常勤職員1人とし、それ以外の職員については勤務時間数で計算が必要。

→犬:1人当たり20頭が上限(うち繁殖犬は15頭が上限)

→猫:1人当たり30頭が上限(うち繁殖猫は25頭が上限)

- いずれも、親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬・猫は頭数に含まれない(その飼養施設にいるものに限る)。
- 犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限は、別途決められています。
- 従業者数については、勤務形態一覧表を作成し、適切に管理すること。
- 飼養保管頭数についても、記録票を作成し、適切に記録すること。

3 動物の飼養又は保管をする環境の管理

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。特に飼養施設が住宅地に立地している場合は、長時間又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように管理すること。
- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

4 動物の疾病等に係る措置

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。
- 疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生予防や駆除等日常的な健康管理を行うこと。
- 疾病や傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

5 動物の展示又は輸送の方法

- 犬又は猫の展示は午前8時から午後8時までの間に行うこと(最大 12 時間)。
※特定成猫の展示の場合は午前8時から午後10時までの間とし、展示時間が 12 時間を超えてはならない
- 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中で展示を行わない時間(30分～1時間程度の休憩を1回以上)を設けること。
- 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視によって観察すること。
- 輸送設備は日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。
※動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合を除く

6 動物を繁殖の用に供することができる回数及び繁殖の方法等

- 幼齢や高齢、あるいは遺伝性疾患等の問題のある組合せによる繁殖をさせないこと。
- 犬: 雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 猫: 雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が 10 回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

- 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。
- 繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管すること。

7 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - 被毛に糞尿等が固着した状態
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- 運動スペース分離型飼養等の場合には、犬又は猫を1日3時間以上運動スペースで自由に運動できる状態に置くこと。
(注)引き綱を付けての散歩などは運動時間に含まれない。
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

■ 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限

犬猫等販売業者は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示してはならない。

(出生後56日を経過しない犬又は猫の販売等の制限)

但し、天然記念物として指定された犬※(指定犬)の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者(一般の飼養者に直接販売する等)に指定犬を販売する場合は、出生後56日ではなく出生後49日を経過していれば販売等を行うことができる。

※柴犬、紀州犬、四国犬、甲斐犬、北海道犬及び秋田犬

飼養管理基準の経過措置について

■従業員の員数に関する経過措置

従業員1人あたりが飼養できる犬猫の数については、第一種動物取扱業者は令和6年6月まで、第二種動物取扱業者については令和7年6月まで経過措置が設けられています。

この経過措置が終了するまでに、必ず遵守できるよう努めてください。また、従業員1人あたりとは、常勤の従業員を意味しているため、パートなどの短時間労働者の場合には別途、時間数に応じた頭数となります。

表:員数の規定に係る経過措置

第1種動物取扱業											
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫							
終了	R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)							
	R4.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)						
	R5.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)						
	R6.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 令和6年度には経過措置終了 </div>										
第2種動物取扱業											
施行日							犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫	
終了							R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
							R4.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
	R5.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)						
	R6.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)						
	R7.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 令和7年度には経過措置終了 </div>											